

外国人との共生社会の実現のための有識者会議(第2回)

文化庁における 日本語教育の充実に向けた取組について



Japanese Language Education

令和3年3月24日
文化庁国語課

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条—第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、**基本方針の案を作成**し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）**国内における日本語教育の機会の拡充**

- ・外国人等である**幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・**外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・**難民**に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・海外における**外国人等**に対する日本語教育
- ・**在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・**政府**は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・**関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

- 国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
 - 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
 - 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
 - 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

（令和元年6月28日公布・施行）

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与

2 国及び地方公共団体の責務

- 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

3 事業者の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，地域日本語教育
(日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，地域日本語教育の体制づくり支援，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等)

(2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育
(日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等)

第2章 日本語教育の推進に関する事項

2 国民の理解と関心の増進

3 日本語教育の水準の維持向上等

(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及

5 日本語能力の評価

「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

1 推進体制

2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

現状

- 在留外国人数(令和2年6月現在)
平成2年約108万人→
令和2年約288万人
- 日本語学習者数
平成2年約6万人→
令和元年約27万人
- 日本語教室が開催されていない自治体に居住している外国人数 約47万人(令和元年現在)
- 法務省告示日本語教育機関数
平成2年末384機関→令和元年度末792機関

データ

日本語教育の推進に関する法律(令和元年6月公布・施行)

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月閣議決定)

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和2年7月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議改訂)

- 日本語教育環境を強化するため地方公共団体の総合的な体制づくりを着実に推進
- 日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本的な方針の作成の促進
- 日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化

- 日本語教育の参照枠や日本語能力の判定基準の検討・策定
- 日本語教師の養成・研修プログラムの充実・普及の推進
- 新たな資格である公認日本語教師(仮称)制度の整備

(1) 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

(2) 日本語教育の質の向上等

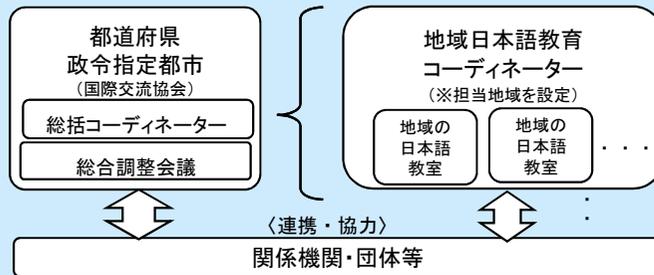
① 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進

令和3年度予算額(案) 500百万円(前年度予算額 497百万円)

都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、地域日本語教育の実施(市町村への支援を含む)を推進する。



(地域の日本語教室の例)



① 日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用

令和3年度予算額(案) 200百万円(前年度予算額 198百万円)

○文化審議会国語分科会が示した教育内容、モデルカリキュラムに基づき、大学や日本語教育機関等を活用して、日本語教師養成、現職者研修のカリキュラムの開発・実施・普及を行う。

- 日本語教師養成カリキュラム
- 現職者研修カリキュラム
- 日本語教師(初任)・・・生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、難民等
- 日本語教師(中堅)
- 日本語教育コーディネーター・・・地域日本語教育コーディネーター・主任教員
- 日本語学習支援者・・・いわゆるボランティア

② 日本語教育に関する調査及び研究

令和3年度予算額(案) 32百万円(前年度予算額 17百万円)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施する。(日本語教育の参照枠、公認日本語教師(仮称)制度に関する調査研究等)

③ 日本語教育のための基盤的取組の充実

令和3年度予算額(案) 7百万円(前年度予算額 6百万円)

- 日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)を運用する。
- 日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会等を開催する。

② 日本語教室空白地域解消の推進強化

令和3年度予算額(案) 152百万円
(前年度予算額 147百万円)

- 日本語教室空白地域となっている市町村に対してアドバイザーを派遣するとともに、日本語教室の開設・安定化に向けて支援する。
- インターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)の開発・提供する。

③ 日本語教育の先進的取組に対する支援等

令和3年度予算額(案) 99百万円
(前年度予算額 90百万円)

- NPO法人や大学、公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や、都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施する。

【目的】国の基本方針を踏まえて、地方公共団体が地域の実情に応じた日本語教育の推進を図るため、都道府県・政令指定都市が行う地域日本語教育の環境を強化するための総合的な体制づくり推進、地域日本語教育の実施に加えて、市町村の地域日本語教育の取組を新たに支援。

- 「日本語教育の推進に関する法律」に基づく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針」(令和2年6月閣議決定)
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和2年7月改訂, 外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議)

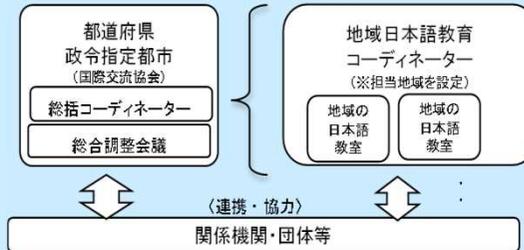
地域日本語教育の総合的な体制づくり推進 【補助金1/2】

《令和2年度採択実績》 件数:37件

● 都道府県・政令指定都市の総合的な体制づくりの支援

▼ 総合的な体制づくりの推進(補助金(1/2))

総括コーディネーター・地域日本語教育コーディネーターの配置
総合調整会議の設置等



▼ 先導的な日本語教育の実施 (補助金(1/2))

日本語教師を活用して、関係機関(企業, 大学, 日本語学校, 夜間中学等)と連携し、先導的に実施する持続可能な日本語教育等

● 市町村の日本語教育の取組への支援

▼ 都道府県をはじめとする関係機関と連携した持続可能な日本語教育の取組に対し支援(補助(1/2))

日本語教育の実施, 教師研修, 教材作成, 日本語教育の重要性の理解促進を図る住民向けセミナー等の広報活動等



市町村が実施する日本語教育の取組に係る地方負担分について地方財政措置

● 優良事例等の普及・連携強化【委託】

- ▼ 都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議
- ▼ 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修
- ▼ 総括コーディネーターの協議会

補助金交付の概要

- 補助対象: 都道府県・政令指定都市等 ※市町村へは県事業の中で間接補助
- 補助率: 2分の1
- 前年度からの主な変更点
令和3年度はプログラムAをプログラムBに統合

法律・基本方針に基づく事業展開

総合的な体制の整備

持続可能な日本語教育の実施

優良事例等の成果普及

令和2年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体

プログラムA

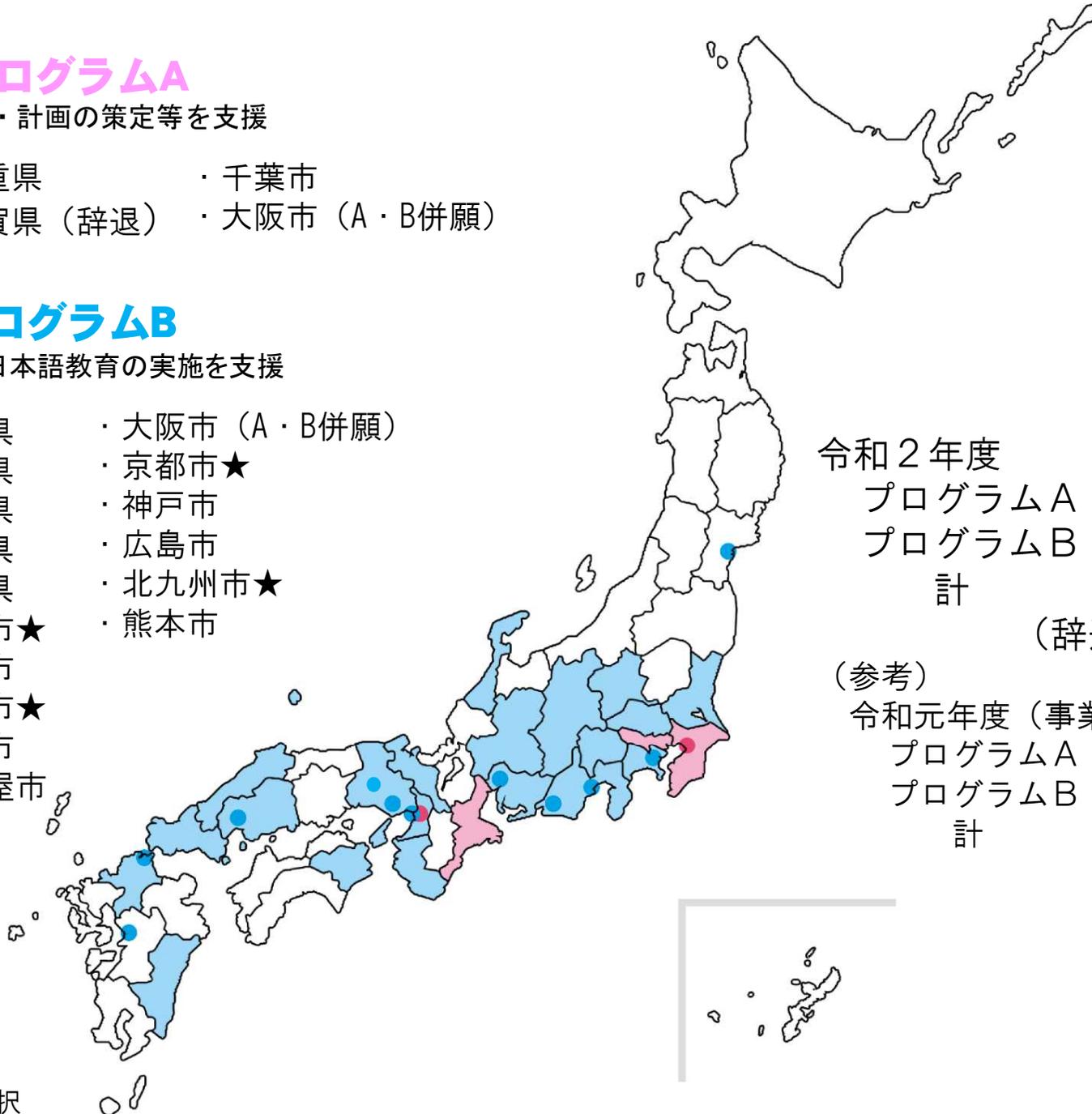
調査研究・計画の策定等を支援

- ・ 千葉県
- ・ 東京都
- ・ 三重県
- ・ 滋賀県（辞退）
- ・ 千葉市
- ・ 大阪市（A・B併願）

プログラムB

体制づくりと日本語教育の実施を支援

- ・ 群馬県
- ・ 茨城県
- ・ 埼玉県
- ・ 神奈川県
- ・ 石川県
- ・ 山梨県
- ・ 長野県
- ・ 岐阜県
- ・ 静岡県
- ・ 愛知県
- ・ 京都府
- ・ 大阪府
- ・ 兵庫県★
- ・ 和歌山県
- ・ 島根県
- ・ 広島県
- ・ 山口県
- ・ 徳島県
- ・ 福岡県
- ・ 宮崎県
- ・ 仙台市★
- ・ 横浜市
- ・ 静岡市★
- ・ 浜松市
- ・ 名古屋市
- ・ 大阪市（A・B併願）
- ・ 京都市★
- ・ 神戸市
- ・ 広島市
- ・ 北九州市★
- ・ 熊本市



令和2年度	
プログラムA	6団体
プログラムB	31団体
計	37団体
	(辞退1件を含む)

(参考)	
令和元年度（事業開始）	
プログラムA	8団体
プログラムB	9団体
計	17団体

★は国際交流協会が応募・採択

日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議

文化審議会国語分科会が令和2年3月に取りまとめた「日本語教師の資格の在り方について（報告）」で提言された資格制度の枠組みに加え、制度の実施に関連する事項の詳細についての検討を行うとともに、資格創設にあたり日本語教師の業の範囲等を明確にするため、日本語教育の推進に関する法律附則第2条における「日本語教育機関」の範囲や評価制度についても併せて検討を行うための会議を、令和2年7月に設置

【検討事項】

○日本語教師の資格制度の創設について

- (1) 試験について
- (2) 指定試験実施機関・指定登録機関に求める役割について
- (3) 更新講習について
- (4) その他

○日本語教育機関の類型化について

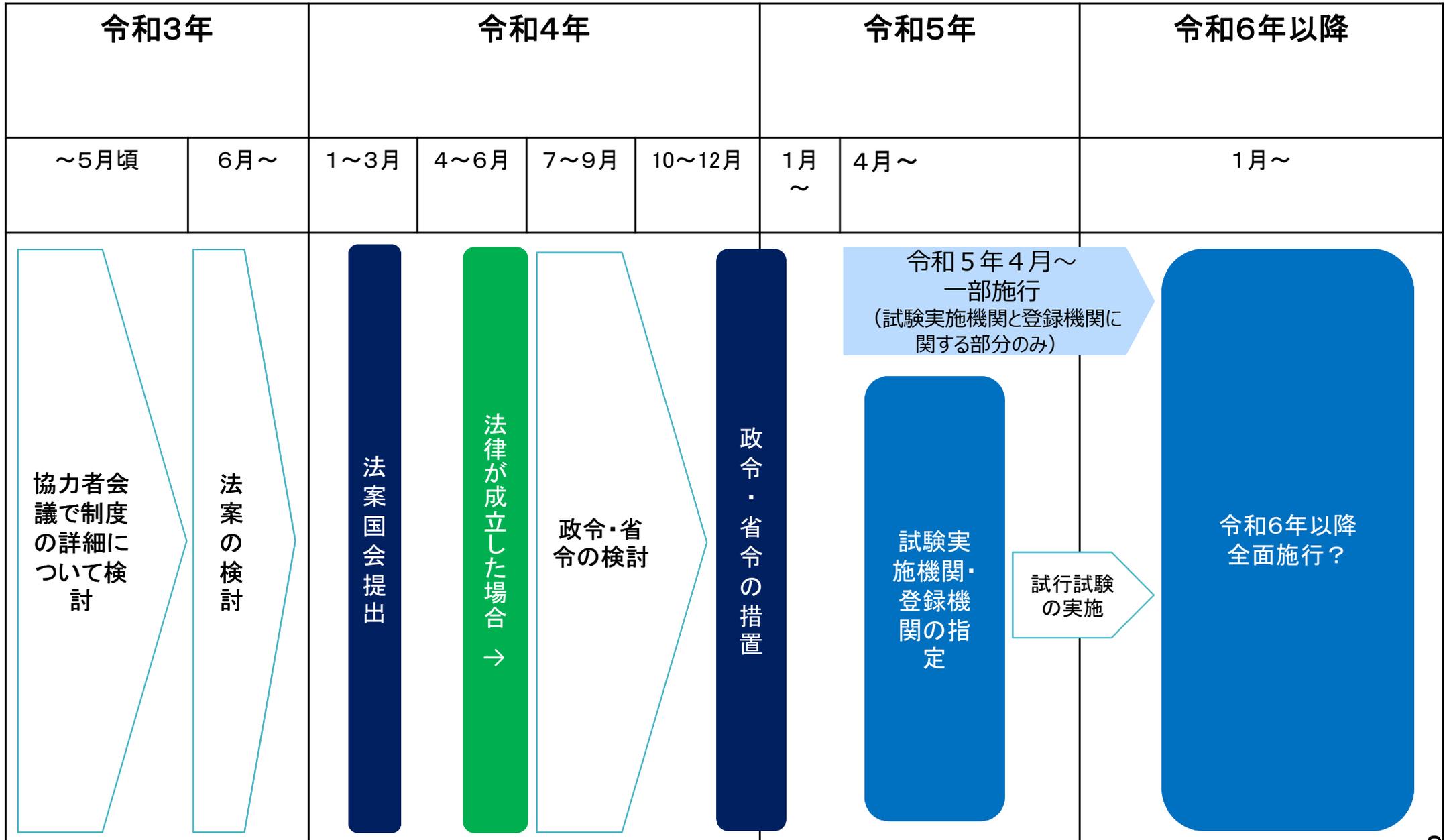
- (1) 日本語教育機関の類型及びその範囲
- (2) 日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上のための評価制度等の在り方
- (3) 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方
- (4) その他

日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議 委員一覧 (五十音順)

石井 恵理子	東京女子大学 教授
○伊東 祐郎	国際教養大学日本語教育実践領域 代表
井上 靖夫	JET日本語学校 校長
加藤 早苗	インターカルト日本語学校 学校長
神吉 宇一	武蔵野大学グローバル学部 准教授
工藤 尚美	株式会社オリジネーター取締役専務執行役員
黒崎 誠	ラボ日本語教育研修所 所長
仙田 武司	公益財団法人しまね国際センター 課長
田尻 英三	龍谷大学 名誉教授
内藤 伸二郎	浜松市企画調整部長
新居 みどり	NPO法人CINGA 理事
◎西原 鈴子	NPO法人日本語教育研究所 理事長
野田 尚史	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所 教授
浜田 麻里	国立大学法人京都教育大学 教授
村田 春文	独立行政法人国際交流基金日本語第1事業部部長
渡邊 貴和	横浜市国際局国際政策部長

資格制度創設に向けてのロードマップ(案)

※最短で資格を創設した場合のスケジュール案



「日本語教育の参照枠」一次報告 概要

「日本語教育の参照枠」とは

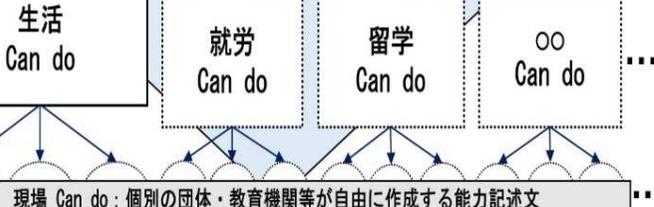
CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）*を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み

「日本語教育の参照枠」一次報告の構成

「日本語教育の参照枠」として示す範囲



分野別の能力記述文 (Can do)



*CEFRとは

ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR: Common European Framework of Reference for Languages) は、欧州評議会によって、20年以上にわたる研究と検証の末に開発され、2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

全体的な尺度 (抜粋)

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

熟達した言語使用者	自立した言語使用者	基礎段階の言語使用者
C2	B2	A2
C1	B1	A1

聞いたたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。

いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。

自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的かつ具体的な話題の複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。

仕事、学校、娯楽で普段出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。

ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に应诉することができる。

具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

*各レベルについての説明は、CEFR日本語版(追補版)の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

目指すもの

1 学習者を社会的存在として捉える

2 言語を使って「できること」に注目する

3 多様な日本語使用を尊重する

5つの言語活動

(言語活動別の熟達度を示す)

聞くこと

読むこと

話すこと (やりとり)

話すこと (発表)

書くこと

期待される効果

- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文 (Can do) が開発され、具体的かつ効果的な教育・評価が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で共通の指標による評価が可能となり、国内外の試験間の通用性が高まる。
- 国や教育機関を移動しても適切な日本語教育を継続して受けることができる。

「日本語教育の参照枠」の策定に向けたスケジュール

令和元年度

- 日本語教育の標準に関するワーキンググループを設置，国民への意見募集を実施
⇒ **「日本語教育の参照枠」一次報告**（令和2年11月20日 日本語教育小委員会）
内容：理念・方針、CEFRを参照した言語活動別の熟達度の尺度（6レベル×5言語活動），各尺度における言語能力記述文、Can do作成・検証ガイドライン等を収録

令和2年度

- 日本語能力の判定基準に関するワーキンググループを設置
⇒ **「日本語教育の参照枠」二次報告**（令和3年3月12日 日本語教育小委員会）
内容：日本語能力の評価の考え方，各種日本語能力の判定試験と「参照枠」を対応付けるための手法，社会で活用される試験に求められる要素について

※一次・二次報告はそれぞれ別の内容を取りまとめるため，各報告における内容は取りまとめ時点で確定とする。

令和3年度

- 「日本語教育の参照枠」の活用に関する検討を予定
内容：「日本語教育の参照枠」を基にした，教育現場等で活用できる具体的な手引きや，学習者の自律学習支援ツール等の作成に向けた検討

一次報告・二次報告・活用の手引き等を併せて
「日本語教育の参照枠」（令和3年度末 国語分科会取りまとめ予定）

※令和4年度以降にCEFR2020補遺版等の参照について検討を行う予定



「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト つながるひろがる にほんごでの暮らし



概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開
 (公開：令和2年6月、委託：凸版印刷株式会社)
 →公開～令和3年2月末までのアクセス数：約30万件

内容

- ・生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等
- ・活用方法等のセミナー開催

対応言語 全14言語を目標に追加予定

令和元年度：6言語開発

(日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語)

令和2年度：4言語追加 (令和3年3月末公開予定)

(インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、カンボジア語)

令和3年度：4言語追加

(韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語)

使い方ガイドブック等の作成

活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット
- ・広報用動画



このサイトでは、日本で生活する外国人の皆さんが、日本語でコミュニケーションをとったり、生活できるようになりたいことを目指して、日本語を学習することができます。自分に合った日本語のレベルや、学習したいシーン、キーワードに応じて学習コンテンツを選択することができます。日本語を勉強し実際に使うことを通じて、社会とつながり、生活をひろげてみましょう

